

令和5年第11回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和5年11月30日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和5年11月30日(木)

午後2時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 53 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 2) 報告第 54 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 55 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 56 号 農地の改良に係る届出について
- 5) 報告第 57 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 6) 議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 64 号 農地法第3条目的の買受適格証明書の発行について
- 8) 議案第 65 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 66 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 67 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 11) 議案第 68 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和5年11月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和5年11月30日(木) 午後2時00分			
	閉 会	令和5年11月30日(木) 午後2時43分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	欠	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	欠
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	欠	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	中島 隆			
	事務局次長	笠原 正幸			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
参 与					

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から令和5年第11回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の委員の出欠状況の報告をいたします。</p> <p>委員24名中20名の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、16名中15名の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
議	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。</p> <p>まずは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号16番荻野委員、議席番号17番飯島委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
	報告事項について	<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第53号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」から、報告第57号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して事務局より報告していただきます。</p> <p>はい。それでは、事務局より報告させていただきます。</p> <p>【報告第53号～報告第57号についてそれぞれ概要を説明】</p> <p>報告案件につきましては、以上となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p>
進	議案第63号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書の10ページ、議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは、議案書10ページ、議案第63号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明いたします。</p> <p>【議案第63号について概要を説明】</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
行		事務局	
状		事務局	
況		事務局	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議 長	はい。ただいま事務局より説明のありました本件のうち、整理番号2番から3番、4番から6番、11番につきましては新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 農業委員の新井委員、お願いします。	
	新井委員	はい。整理番号2番、3番の借受人の新規就農について報告いたします。 借受人は、以前より、所有者から耕作できなくなった農地を頼まれ、野菜の栽培と農地の管理をしてきましたが、正式な手続きをとりたいとのことです。労働力は、本人と妻の2人です。作物構成は、牧草、さつまいも、ネギです。これまでは、飼育しているヤギの飼料は購入し、野菜は自家消費分と周りのかたに配るなどしていましたが、今後は、ヤギの飼料として牧草を栽培し、野菜は直売したいと考えているとのことです。また、借受人の兄が農業を営んでおり、技術指導を受けられる環境にあります。基本装備は、トラクター、耕耘機、トラック、防除機を所有しております。 以上のことから、これまでに農業経験があり、必要な装備を備えていることから、今回の就農については特段問題ないものと考えます。報告は、以上となります。	
	議 長	はい。新井委員、ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員の大澤委員、お願いします。	
	大澤委員	整理番号4番から6番の借受人の新規就農について、報告いたします。 11月15日に、私と柴崎委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。 借受人は、昨年1年、藤沢地区で仲間の農作業を手伝い、令和5年3月に経営を開始しました。近隣の農家と付き合いもあり、借入地の一部を紹介してもらったとのことです。労働力は、本人のみですが、仲間で作業を協力し合っているとのことです。作物構成は、ネギ、かぼちゃです。輪作体系を築き、安定と規模拡大を両立させたいとのことです。また、市内の農業法人より技術指導を受けているとのことです。基本装備はトラクター、管理機、防除機を所有し、トラックや農業用作業所等は、仲間で共有しているとのことです。販路は、JA全農さいたまと市内の直売所です。 以上のことから、必要な装備を備えており、技術指導の支援を受けることができることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。報告は、以上となります。	
	議 長	はい。大澤委員、ありがとうございました。 続きまして、農業委員の吉田委員、お願いします。	
	吉田委員	はい。整理番号11番の借受人の新規就農について、報告いたします。 11月16日に、私と増野推進委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。 借受人は、京都市の農業法人に4年、その後深谷市の農業法人に6年勤務し、現在は独立しております。深谷市の農業法人より地元の農業者を紹介され、そこから今回の貸付人である農家を紹介されました。この農家に技術指導を受けながら、空いている時間で高齢になる農家の手伝いをしています。指導農家の引退後は、所有する農地を管理していく考えであるとのことです。労働力は、本人のみです。作物構成は、米、きゅうり、ネギ、ブロッコリーです。基本装備は、トラックを所有しており、農作業に必要な機械や農業	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>用作業所等は、指導農家から借用しています。販路は、農業協同組合と市内の卸売市場です。</p> <p>以上のことから、これまでに農業経験があり、必要な装備や技術指導の支援を受けていることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。</p> <p>報告は、以上となります。</p>
		議 長	<p>はい。吉田委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
進		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
行 状	議案第64号 「農地法第3条目的の 買受適格証明書の発行 について」	議 長	<p>次に、議案書の21ページ、議案第64号「農地法第3条目的の買受適格証明書の発行について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは、議案書21ページ、議案第64号「農地法第3条目的の買受適格証明書の発行について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の2ページの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。</p> <p>【議案第64号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>「農地法第3条目的の買受適格証明書の発行について」の説明は以上です。</p> <p>なお、ご審議いただくにあたりまして担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。</p> <p>農業委員の木口委員、お願いします。</p>
		木口委員	<p>報告します。11月14日に、私と茂木委員と事務局職員で、買受適格証明書の発行に関係する農地の現地調査を行いました。</p> <p>整理番号1番の出願人の経営地につきましては、耕作・管理がおこなわれておりました。また、公売地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、本件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと認められ、農地法第3条の適格性を有するものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。木口委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p>		
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件について、申請人の買受適格を証明すること、併せて、その者が公売で売却決定を受け、3条申請があった際、申請内容が適格証明に沿った内容であると認められる場合には、この承認をもって許可することを決することによってよろしいでしょうか。
		議 長	(委員より「異議なし」との声) 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
進 行 状 況	議案第65号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の22ページ、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。それでは議案書22ページ、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、引き続き事務局より説明いたします。別添の議案資料の3ページから5ページまでの資料3も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。 【議案第65号について概要を説明】
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
		議 長	はい。続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の高荷委員、お願ひします。
		高荷委員	はい。11月14日に、私と大野推進委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。 整理番号4番から6番の譲受人の経営地では、耕作、管理がおこなわれておりました。また、いずれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議 長	はい。高荷委員、ありがとうございました。 続きまして、農業委員の茂木委員お願ひします。
茂木委員	報告いたします。11月14日に、私と木口委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。 整理番号1番から3番の譲受人の経営地では、耕作、管理がおこなわれておりました。また、いずれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上、報告を終わります。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	はい。茂木委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
進 行	議案第66号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の24ページ、議案第66号「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より説 明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 議案書24ページ及び別添の総会議案資料の6ページを合わせ てご確認ください。 【議案第66号について概要を説明】
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は以 上1件です。ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
状 況	議案第67号 「農地法第5条第1項の 規定による許可の取消願 について」	議 長	次に、議案書の25ページ、議案第67号「農地法第5条第1項の 規定による許可の取消願について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。引き続きまして、事務局よりご説明申し上げます。 議案書25ページをご覧ください。 【議案第67号について概要を説明】
		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」は 以上です。ご審議のほどお願い申し上げます。

会 議 件 名		て ん 末	
議		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
進	議案第68号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の26ページ、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。引き続きまして、事務局よりご説明申し上げます。 議案書の26ページ及び別添総会議案資料7ページと合わせてご確認ください。 【議案第68号について概要を説明】
行		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」は、以上12件です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
状		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
況		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和5年第11回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年11月30日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 荻野 正和

署名委員 飯島 三喜男